

(陳受29第10号)

外環道沿線住民の緊急時避難計画策定について国他2道路会社への意見書等の提出を求めることに関する陳情

受理年月日

平成29年5月30日

陳情者

吉祥寺南町3-13-1
吉祥寺南町コミュニティセンター気付
むさしの地区外環問題協議会
世話人 青木 一郎 ほか10名

陳情の要旨

昨年11月8日未明に、福岡市博多駅前で発生した大規模道路陥没事故では、作業員が異常に気づいてからわずか15分後に、歩道や信号機などが次々に地中に吸い込まれていきました。道路下の工事であり、すぐに対応できたため事故による死傷者は出ませんでした。しかしながら、武蔵野市内における外環道工事は住宅街の下で、しかも24時間体制で行われます。博多と同様な事故が起きた場合、影響は広範囲かつ長時間に及ぶと考えられます。住民は本件工事に対して自衛する方法がありません。どのように身の安全を守ればよいのでしょうか。

2017年2月5日・6日、外環道のトンネル掘進工事説明会が武蔵野市で開催されましたが、このような事故に対処する計画がないことが明確になりました。そこで、住民の不安を少しでも和らげるために、外環道本線トンネルのシールドマシンによる掘進工事開始に当たり、武蔵野市議会より事業者である国土交通省、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社に対し、下記の3項目について意見書または要望書を提出していただきたく陳情いたします。

記

- 1 施工地域の住民に対して事前に工事日程を告知すること。
- 2 工事施行者らとともに、工事中の地盤変動や地下水位・汚濁等を常時計測・掲示し、市役所にも情報提供をし、変動レベルに対応した安全管理体制を構築すること。
- 3 陥没・地盤沈下などの緊急時における住民への連絡・避難誘導方法など実効性のある避難計画を策定するとともに、住民への説明会を開催すること。